

財 関 第 4 1 1 号
平成 23 年 3 月 31 日

(各)税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 柴生田 敦夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 7 号）の一部の施行等に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 23 年 4 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を次のように改正する。

別紙 1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）の一部を次のように改正する。

別紙 2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）の一部を次のように改正する。

別紙 3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 4 特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）の一部を次のように改正する。

別紙 4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 5 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の一部を次のように改正する。

別紙 5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 6 通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）の一部を次のように改正する。

別紙 6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 7 条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）の一部を次のように改正する。

別紙 7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 8 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

（ 税関様式の一部改正 ）

税関様式 C 第 5610 号を別紙 8 - 1 のように、C 第 5612 号を別紙 8 - 2 のように、C 第 5640 号 - 1 ～ C 第 5640 号 - 3 を別紙 8 - 3 のように、C 第 5642 号 - 1 ～ C 第 5642 号 - 3 を別紙 8 - 4 のように、C 第 5662 号を別紙 8 - 5 のように、C 第 5810 号を別紙 8 - 6 のように、C 第 5811 号を別紙 8 - 7 のように、C 第 5812 号を別紙 8 - 8 のように、C 第 5813 号を別紙 8 - 9 のように、C 第 5815 号を別紙 8 - 10 のように、C 第 5819 号を別紙 8 - 11 のように、C 第 5840 号 - 1 ～ C 第 5840 号 - 3 を別紙 8 - 12 のように、C 第 5842 号 - 1 ～ C 第 5842 号 - 3 を別紙 8 - 13 のように、C 第 5862 号を別紙 8 - 14 のように、C 5866 号 - 1 ～ C 第 5866 号 - 3 を別紙 8 - 15 のようにそれぞれ改める。

（ 記載要領及び留意事項の一部改正 ）

別紙 8 - 16「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 9 輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）の一部を次のように改正する。

別紙 9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 10 揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて（昭和 44 年 11 月 18 日蔵関第 3223 号）の一部を次のように改正する。

別紙 10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 11 内国消費税事務に関する国税当局との連絡体制等について(昭和 47 年 7 月 25 日蔵関第 1278 号)の一部を次のように改正する。

別紙 11 - 1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

別紙様式 1 を別紙 11 - 2 のように、別紙様式 2 を別紙 11 - 3 のように改める。

第 12 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号)の一部を次のように改正する。

別紙 12「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 13 ラッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について(昭和 46 年 8 月 21 日蔵関第 1640 号)の一部を次のように改正する。

別紙 13「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。